

木更津市立請西保育園及び
木更津市請西子育て支援センター
指定管理者募集要項

令和7年7月

木更津市こども未来部こども保育課
木更津市こども未来部こども家庭支援課

目 次

1	対象施設の概要	頁
	請西保育園	1
	請西子育て支援センター	2
2	指定期間	2
3	指定管理料等	
	請西保育園	2
	請西子育て支援センター	3
4	管理の基準	
	請西保育園	5
	請西子育て支援センター	5
5	職員配置	
	請西保育園	6
	請西子育て支援センター	6
6	指定管理者が行う業務	
	請西保育園	7
	請西子育て支援センター	7
7	応募資格	8
8	募集要項及び仕様書の配布	9
9	応募手続	9
10	指定管理者候補者の選定	11
11	指定管理者の指定手続等	14
12	指定管理者の指定の取消	15
13	要項の遵守	15
14	留意事項	15
15	公租公課の取扱い	16
16	市内雇用促進等への協力	16
17	雇用保険等の加入状況の確認	16
18	指定管理者の指定後の手続き	16
19	その他	17
20	問合せ先	17

木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センター 指 定 管 理 者 募 集 要 項

平成25年4月に開園・開館し、現在、運営中である木更津市立請西保育園（以下「請西保育園」という。）及び木更津市請西子育て支援センター（以下「請西子育て支援センター」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）の募集に係る要項は次のとおりとする。

1 対象施設の概要

1 請西保育園

(1) 名称及び所在地

木更津市立請西保育園 木更津市請西東7丁目2番地1

(2) 設置目的

児童福祉法に基づく乳幼児（以下「児童」という。）を保育し、市民の福祉の向上と文化の発展に資するために設置し、保育に欠ける児童を保育することを目的とする。

(3) 定 員

児童の定員は120人とする。各クラスの定員は次のとおり。

クラス	0才	1才	2才	3才	4才	5才	計
人数	12	20	22	22	22	22	120

また、木更津市と指定管理者が協議の上、年度途中に定員を超える児童（定員の20%未満）を受け入れることができるものとする。

(4) 敷地面積 2,632.09㎡（保育園と支援センター同敷地）

(5) 建物概要（保育園と支援センター合築施設）

ア 構 造 鉄筋コンクリート造一部木造2階建

イ 建築面積 987.10㎡

ウ 延床面積 1,461.44㎡（保育園と支援センターの合計）

エ 施設内容 1,163.75㎡（保育園施設の面積）

保育室、乳児室、遊戯室、調理室、配膳室、教材室、相談室、医務室、
絵本コーナー、事務室等

2 請西子育て支援センター

(1) 名称及び所在地

木更津市請西子育て支援センター 木更津市請西東7丁目2番地1

(2) 設置目的

児童の健やかな育成を図るとともに、子育てについて児童の保護者及び妊婦の援助を目的とする。

(3) 定員

ア プレイルーム 親子30組程度

イ 一時預かり 最大20人

(4) 敷地面積 2,632.09㎡（保育園と支援センター同敷地）

(5) 建物概要（保育園と支援センター合築施設）

木更津市立保育園との合築施設であり、鉄筋コンクリート造一部木造2階建施設の1階の一部分297.69㎡が木更津市請西子育て支援センターとなっている。

施設は、プレイルーム、一時預かり室、相談室、医務室、事務室等から構成している。

2 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

なお、当該施設は、施設利用者（児童、保護者）との継続的な信頼関係構築が求められるため、既に管理運営している指定管理者が当該施設等の地域に根ざした管理運営を適確に行っており、かつ指定期間に養われた利用者との信頼関係の蓄積を有効に活用した管理運営が新たな指定管理期間も可能と市長が認めた場合は、新たな候補者を公募しないこととする。

その場合、既に管理運営している指定管理者を候補者として、木更津市が設置する指定管理者候補者選定委員会の審査に付すこととする。

3 指定管理料等

1 請西保育園

(1) 指定管理料の上限額

木更津市が指定管理者に対して支払うこととなる指定管理料の上限額は、次のとおりとする。なお、この額については、消費税及び地方消費税相当額が含まれたものであるため、注意すること。

指定管理料の上限額 671,007千円（指定期間総額）

※参考 単年度 223,669千円

ただし、子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）附則第6条第1項の規定により毎年国が定める公定価格を基に算出する委託費、木更津市の「木更津市民間保育園運営費等補助金交付要綱（令和3年10月13日制定）」による民間保育園運営費等補

助金及び「木更津市特別保育事業費補助金交付要綱（令和３年３月２５日制定）」による特別保育事業費補助金に準じた額のため、指定管理料の上限額に変更が生じる場合がある。

なお、今後、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の改正等により消費税等額に変動が生じた場合は、市は、指定管理料にそれらの変動に応じた相当額を加減して支払うものとする。

(2) 指定管理料の支払方法

指定管理者の請求に基づき次の各項目のとおり支払うものとする。

- | | |
|------------------------------|--|
| ア 委託費相当額
(延長保育料及び副食費相当額含) | ４月及び１月概算払い、事業完了後実績報告に基づき、差額が生じた場合は精算する。 |
| イ 民間保育園運営費等補助金相当額 | １１月及び３月概算払い、事業完了後実績報告に基づき、差額が生じた場合は精算する。 |
| ウ 特別保育事業補助金相当額 | ６月及び３月概算払い、事業完了後実績報告に基づき、差額が生じた場合は精算する。 |
| エ その他市長が認めた費用 | 状況に応じ支払う。 |

(3) 保育料及び延長保育料並びに副食費の取扱い

請西保育園については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号（以下、「法」という。））第２４４条の２第８項で定める利用料金制度を導入しないため、保育料及び延長保育料並びに副食費は木更津市の収入とする。

(4) 施設及び設備の修繕等

施設及び設備等の修繕費用（地域に根ざした施設の管理運営に要する費用を含む。）については、指定管理者の負担とする。

ただし、責任の所在が不明確な場合で１件５０万円以上の修繕に要する経費については、協議により、木更津市が直接、費用を負担する。

なお、１件５０万円未満の小破修繕については指定管理者の負担とするが、年間限度額を１００万円とし、それを超える場合については別途協議するものとする。

(5) その他

ア 指定管理料には、人件費、消耗品・燃料費、電気代、ガス代、上下水道代、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、施設の保険料、機器等の賃借料、手数料、公租公課、委託料、負担金、その他諸経費を含む。

イ 木更津市が業務内容等を変更した場合はこの限りではない。

2 請西子育て支援センター

(1) 指定管理料

木更津市が指定管理者に対して支払うこととなる指定管理料の上限額は、次のとおりとする。なお、この額については、消費税及び地方消費税相当額が含まれたものであるため、

注意すること。

指定管理料の上限額 61,353 千円（指定期間総額）

※参考 単年度 20,451 千円

ただし、木更津市の「木更津市特別保育事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 25 日制定）」による特別保育事業費補助金の一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業に準じた額のため、指定管理料の上限額に変更が生じる場合がある。

なお、今後、消費税法の改正等により消費税等額に変動が生じた場合は、市は、指定管理料にそれらの変動に応じた相当額を加減して支払うものとする。

(2) 指定管理料の支払方法

指定管理者の請求に基づき次の各項目のとおり支払うものとする。

ア 地域子育て支援拠点事業 14,178,000 円

1 年を通じ週 6 日以上の開館と想定し、4 月に上記金額のうち 90%を、2 月に残額を概算払いするものとし、年度末の実績報告に基づき差が生じた場合は精算する。

イ 一時預かり事業 6,273,000 円

利用者を年間 2,100 人と想定し、4 月に上記金額のうち 90%を、2 月に残額を概算払いするものとし、年度末の実績報告に基づき差が生じた場合は精算する。

(3) 一時預かり利用料金の取扱い

請西子育て支援センターについては、法第 244 条の 2 第 8 項で定める利用料金制度を導入するため、一時預かり利用料金は、指定管理者の収入とする。

一時預かり利用料金は、木更津市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 24 年木更津市条例第 6 号）第 15 条第 2 項の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(4) 施設及び設備の修繕等

施設及び設備等の修繕費用（地域に根ざした施設の管理運営に要する費用を含む。）については、指定管理者の負担とする。

ただし、責任の所在が不明確な場合で 1 件 50 万円以上の修繕に要する経費については、協議により、木更津市が直接、費用を負担する。

なお、1 件 50 万円未満の小破修繕については指定管理者の負担とするが、年間限度額を 100 万円とし、それを超える場合については別途協議するものとする。

(5) その他

ア 指定管理料には、人件費、消耗品・燃料費、電気代、ガス代、上下水道代、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、施設の保険料、機器等の賃借料、手数料、公租公課、委託料、負担金、その他諸経費を含む。

イ 市が業務内容等を変更した場合はこの限りではない。

4 管理の基準

1 請西保育園

(1) 保育時間及び休園日等

ア 平日 午前7時00分から午後7時00分

(通常保育時間)

保育標準時間認定 午前8時30分から午後5時00分

保育短時間認定 午前8時30分から午後4時30分

(延長保育時間)

保育標準時間認定 午後6時00分から午後7時00分

保育短時間認定 午前7時00分から午前8時30分

午後4時30分から午後7時00分

通常保育時間及び延長保育時間以外の保育時間については、時間外保育とし、保護者が児童を送迎できない場合に限り、必要な時間のみ保育を実施するものとする。

イ 土曜日 午前7時00分から午後7時00分

(通常保育時間)

保育標準時間認定 午前8時30分から正午

保育短時間認定 午前8時30分から正午

(延長保育時間) 上記アと同じ

通常保育時間及び延長保育時間以外の保育時間については、時間外保育とし、保護者が児童を送迎できない場合に限り、必要な時間のみ保育を実施するものとする。

ウ 休園日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

(2) 保育時間及び休園の変更

指定管理者は、保護者の就労時間その他家庭の状況を考慮して、必要と認める時は、あらかじめ木更津市長（以下「市長」という。）の承認を得て、開園時間又は休園日を変更、若しくは臨時に休園日を定めること、又は休園日に臨時に開園することができ

2 請西子育て支援センター

(1) 開館時間及び休館日等

ア 平日 午前8時30分から午後5時00分

ただし、一時預かり事業は、午前8時00分から午後6時00分

イ 土曜日 午前8時30分から午後1時30分

ただし、一時預かり事業は、午前8時00分から午後5時30分

ウ 休館日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日まで

(2) 開館時間及び休館の変更

指定管理者は、保護者の就労時間その他家庭の状況を考慮して、必要と認める時は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間又は休館日を変更、若しくは臨時に休館日を定めること、又は休館日に臨時に開館することができる。

5 職員配置

指定管理者は、次の職員を配置すること。

なお、職員配置の際には、児童福祉法第 4 5 条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準（以下「最低基準」という。）を遵守すること。

1 請西保育園

- (1) 園長（専任）
- (2) 主任保育士
- (3) 保育士
- (4) 栄養士（調理業務の従事を含む）
- (5) 調理員
- (6) 事務員
- (7) 用務員
- (8) 嘱託医
- (9) 嘱託歯科医
- (10) (1)から(9)の他必要な職員

2 請西子育て支援センター

- (1) センター長（地域子育て支援拠点事業担当職員との兼務可）
- (2) 地域子育て支援拠点事業担当職員

開館時は常時 2 名以上を配置すること。開館時配置職員のうち 2 名以上は保育士免許等有資格者とし、有資格者 2 名以上のうち 1 名は 5 年以上保育施設等で実務経験のある者とする。

保育士免許等とは、保育士、保健師、看護師、教諭（幼稚園教諭含む）の資格のある者とする。

- (3) 一時預かり事業担当職員

地域子育て支援拠点事業担当職員以外に児童預かり時には、最低基準を遵守するとともに保育士免許等有資格者 2 名以上を配置すること。

- (4) (1)から(3)の他必要な職員

6 指定管理者が行う業務

1 請西保育園

指定管理者は、木更津市立保育園の保育目標（「明るく元気な子・意欲的に遊べる子・心の豊かな子」）を基本として、次に掲げる事業を実施すること。

- (1) 請西保育園に入園する児童への保育の実施
- (2) 次に掲げる事業の実施
 - ア 延長保育
 - イ 障がい児保育

集団保育が可能（障がいの程度が軽度又は中程度）であると木更津市が判断した児童
 - ウ 管外受託（広域入所）児の保育
 - エ 園庭開放
 - オ 地域交流
 - カ その他市長が必要と認める事業
- (3) 請西保育園の維持管理業務
- (4) 請西保育園の運営及び維持管理の各種事業計画・報告
- (5) 保育料及び延長保育料の徴収に関する業務の一部に関する業務
- (6) その他「木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センター指定管理者に関する仕様書」のとおり

2 請西子育て支援センター

指定管理者は、児童の健やかな育成を図るとともに、子育てについて児童の保護者及び妊婦の援助を目的とし、次の各項目を実施すること。

- (1) 地域子育て支援拠点事業
 - ア 児童及び保護者等が相互の交流を行う場を提供する事業
 - イ 保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業
 - ウ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月 1 回以上実施）
 - エ 地域の子育て関連情報の提供（月 1 回以上機関誌発行）
 - オ 公共施設に出向き地域支援活動の実施（2 ヶ月に 1 回以上実施）
 - カ 地域支援活動の中で支援が必要と判断される場合に当該家庭への訪問等の支援
- (2) 一時預かりに関する事業
- (3) 利用料に係る業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、支援センターの設置目的を達成するために必要な事業
- (5) その他「木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センター指定管理者に関する仕様書」のとおり

7 応募資格

(1) 応募者の資格

現在、指定管理者として既に当該施設を管理運営している社会福祉法人及びその他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 応募に関する資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するものではないこと。

イ 応募書類提出時点において、木更津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けていないこと。

ウ 木更津市税（ただし、木更津市内に事業所がある場合に限り）、法人税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していないこと。

エ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者に該当しないこと。

オ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過していない者に該当しないこと。

カ 次に示す暴力団排除措置事由に該当しないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。

② 役員等が暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。

③ 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

⑤ 役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥ 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

キ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に適正に加入していること。

ク 2 年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けていないこと。（受けている場合は必要な措置の実施について当該労働基準監督署に報告済みであること。）

8 募集要項及び仕様書の配布

(1) 配布場所

木更津市こども未来部こども保育課施設管理係（木更津市役所朝日庁舎 2 階）

〒292-8501 木更津市朝日三丁目 10 番 19 号

電子メール kodomohoiku@city.kisarazu.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 7 月 15 日（火）まで（土日休日は除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(3) 配布の方法

ア 文書での配布を希望する場合

こども保育課施設管理係まで来庁すること。

イ ダウンロードによる場合

木更津市公式ホームページからダウンロードすること。

ウ 電子メールによる配布を希望する場合

題名を「木更津市立請西保育園指定管理者募集要項等の送信希望」とし、内容に「団体等名、代表者名団体所在地、担当者名、電話番号、電子メールアドレス」を記載して送信すること。確認後に返信するものとする。

電子メールでの配布を希望された場合は、必ず電話にて受付がされているか確認すること。

エ ファックスによる配布は行わないものとする。

9 応募手続

(1) 応募書類の提出

応募書類については、次のとおりとする。（原則 A4 サイズ縦とする。）なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

ア 別紙 1 「木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センター応募書類一覧」の
とおり。

イ 受付期間経過後において、応募書類の内容を変更することはできないものとする。

(2) 受付場所

〒292-8501 木更津市朝日三丁目 10 番 19 号

木更津市こども未来部こども保育課施設管理係（木更津市役所朝日庁舎 2 階）

(3) 受付期間及び受付時間

令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 8 月 5 日（火）まで（土日休日は除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(4) 応募方法

- ア 応募は、持参又は郵送に限るものとする。
- イ 令和7年8月5日（火）午後5時までに必着とする。

(5) 応募内容に関する質問

ア 質問の受付期間及び受付時間

令和7年7月18日（金）から令和7年7月28日（月）まで（土日休日は除く。）

午前8時30分から午後5時まで

※令和7年7月28日（月）午後5時までに必着とする。

イ 質問の方法

質問する場合は、事前にこども保育課に電話の上、電子メールで行うこと。

ウ 質問の受付場所

問合せ先に同じ

エ 質問への回答予定期日

質問に対する回答は、窓口又はメールでの募集要項取得者全員及び回答先の通知のあった者に、令和7年7月29日（火）に行う予定である。

(6) 追加書類の提出

木更津市が必要と認める場合は、(1)アで定める応募書類以外の書類の提出を求める場合がある。

(7) ヒアリングの実施

木更津市が必要と認める場合は、応募書類の提出後に応募者に対してヒアリングを実施する場合がある。

(8) 応募者が運営する類似施設等の実地調査

木更津市が必要と認める場合は、応募者が運営する類似施設等の実地調査を行う場合がある。

(9) 著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属するものとする。ただし、木更津市は指定管理者の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で利用できるものとする。

(10) 費用の負担等

- ア 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。
- イ 応募書類は、返却しないものとする。

(11) 提出書類の変更

木更津市が一旦受理した提出書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めない。

10 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

ア 木更津市が設置する外部委員を含めた指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において応募者（申請団体）の選定に係る審査（評価）を行うものとする。

なお、指定候補者の審査にあたり、選定委員会が必要と認めたときは、応募者に説明を求める場合がある。また、審査の結果、基準に達する者がいないと認め、該当者なしとする場合がある。

イ 選定委員会の審査結果に基づき、令和7年10月頃に市長が指定候補者を選定する予定である。

(2) 審査内容

選定委員会における指定候補者の選定に当たっては、選定基準ごとに審査（評価）基準を参考に可否を判断し、その結果に基づき総合的に可と評価した委員が半数を超えた場合に、指定候補者とします。

(3) 市内事業者等の参入機会増大のための加点

指定管理申込者が市内に本社がある場合には、選定審査時に当該市内事業者等の総合計点の5%を加点するものとする。なお、契約権限を委任された支社等所在地については問わない。

(4) 応募団体が1団体のみの場合の取り扱い

他の応募者がいない場合においても、指定管理者候補者選定委員会での審議を経て選定するものとする。

選 定 基 準 (条例規定事項)	審 査 (評 価) 基 準	採 点 (○ で 囲 む)	採点の参考とする 事項等
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか (2) 利用者の平等な利用の確保について	可 ・ 否	・事業計画書
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 施設の設置目的との適合性について (2) 利用者に対するサービスの向上について (3) 利用促進、利用者増への取組みについて (4) その他新規、魅力的な提案の有無について (5) 地域に根ざした施設の運営への取組みについて (6) 施設管理の安全性への配慮について (7) 事業計画の実現可能性について	可 ・ 否	・事業計画書 ・収支計画書
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第4条第1項第2号）	(1) 施設管理への意欲、熱意について (2) 類似施設等の管理運営実績等について (3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について	可 ・ 否	・団体の経営状況を説明する書類 ・団体の組織及び概要を記載した書類 ・事業計画書 ・収支計画書・

4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第4条第1項第3号）	(1) 社会的弱者への対応について	可 ・ 否	・ 事業計画書
総 合 評 価		可 ・ 否	
評価に当たっての意見等			

※ 採 点 基 準 【可】 優秀である（高度の能力を有している）、又は満足できる（十分な能力を有している）、又は平均的である場合
 【否】 物足りなさを感じる（能力が若干乏しい）、又は劣っている（まかせることが不安である）場合

(5) 選定結果

- ア 選定結果は、応募者に文書で通知するものとする。
- イ 指定候補者の選定後、選定した指定候補者名及び審査内容の概要について公表する。

(6) 木更津市議会の議決等

- ア 木更津市は、地方自治法の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案（以下「指定議案」という。）を令和7年12月木更津市議会定例会に付議し、議決を受けることとなる。ただし、市議会の議決を受けるまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事由が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがある。
- イ 次に掲げる場合であっても、指定候補者が請西保育園及び請西子育て支援センターの管理運営を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、木更津市は一切補償しないものとする。
 - ① 上記アの議案を木更津市議会が否決したとき。
 - ② 上記アの議案について、木更津市議会が会期中に議決に至らなかったとき。
 - ③ 上記アただし書により、木更津市が指定候補者の選定を取り消したとき。

11 指定管理者の指定手続等

(1) 指定管理者の指定

指定議案の議決後に、指定管理者に指定します。指定管理者の指定をしたときは、告示するとともに、当該指定候補者に「指定管理者指定通知書」により通知する。

(2) 指定管理者との協定締結

前記(1)の手続きの後、指定管理者は木更津市と協定を締結するものとする。

(3) 協定内容

- ア 事業計画に関する事項
- イ 事業計画が達成されなかった場合の対応に関する事項
- ウ 指定施設の利用料金に関する事項
- エ 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- オ 市が支払うべき指定管理施設の管理費用（指定管理料）に関する事項
- カ 市による指示・指導に関する事項
- キ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ク 指定施設の管理に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- ケ 指定施設の管理に関し保有する情報の公開に関する事項
- コ 公の施設で事故が発生した場合の対応に関する事項
- サ 指定管理者が変更となる場合の引継ぎに関する事項
- シ モニタリングに関する事項
- ス アからシに掲げるものの他、市長が別に定める事項

12 指定管理者の指定の取消

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがある。

- ア 管理運営する施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
 - イ 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
 - ウ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
 - エ 当該施設の指定管理者募集要項に定める資格要件を失ったとき
 - オ 申込時に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
 - カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難な状態と判断されるとき
 - キ 指定管理者の指定管理業務以外における法令違反等により、管理業務を継続させることが社会通念上著しく不適当と判断されるとき
 - ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われなるとき
 - ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき。
 - コ 指定管理者から、指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
 - サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
 - シ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき
- なお、指定の取り消しを受けた場合、違約金や損害賠償を求めるとともに一定期間（3～5年程度）参画できないことがある。

13 要項の遵守

指定候補者がこの要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがある。

14 留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員会の委員に対して、本件申請についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格（選定後に判明した場合には取り消し）となることがある。

(2) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(3) 応募の辞退

応募書類の提出後に申請を辞退する場合には、速やかにこども保育課に辞退届を提出する

こと。

なお、選定結果通知後に辞退することは、理由の如何に関わらず認められない。万一、選定結果通知後に辞退した場合は、市が被った損害について、賠償請求をすることがある。

(4) 指定管理者の法人格等変更時の取り扱い

指定管理者に指定された団体が、団体の合併やNPO等の法人格取得など団体の法人格に変更が生じた場合は、原則として指定管理者を再指定することとする。

ただし、団体の名称のみが変更された場合など、団体としての同一性が保持されている場合には、再指定の手続きを要しない。

(5) 公の施設の大規模な増改築等の取り扱い

指定管理者が管理を行っている公の施設について、設置条例の改正を行い「管理基準」および「業務の範囲」が大幅に変更となるような増改築等を実施する場合には、当該条例改正とともに、適正な施設管理を担保するため、原則的に指定管理者再指定の手続きを行う。

15 公租公課の取扱い

指定管理者による公の施設の管理に伴い、当該指定管理者については、法人等にかかる法人市民税（法人県民税）、事業を行う者にかかる事業所得税、新たに設置した償却資産にかかる固定資産税などの納税義務者となる可能性がある。

詳しくは、市税については市役所市民税課及び資産税課へ、県税については木更津県税事務所（TEL0438 - 25 - 1110）へ問い合わせること。

16 市内雇用促進等への協力

指定管理者にあつては、公の施設の管理に伴い、市民優先雇用するとともに、修繕工事、植栽管理、清掃業務等の外部発注や物品等の調達の際に、市内事業所優先活用するよう努めるものとする。

17 雇用保険等の加入状況の確認

指定管理者募集受付の際に、各種保険の加入状況を確認できる書類を提出するものとする。

18 指定管理者の指定後の手続き

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| (1) 基本協定の締結 | 令和8年2月頃 |
| (2) 引継ぎ | 令和8年2月下旬から令和8年3月31日 |
| (3) 年度協定の締結及び指定管理者による管理・運営の開始 | 令和8年4月1日 |

19 その他

- (1) 上記 1 から 18 までに掲げる事項の詳細については、「木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センター指定管理者に関する仕様書」のとおり。
- (2) 第三者への委託
木更津市と協議し、木更津市が承諾した場合を除き、業務の再委託については認めない。
- (3) 提出書類等については、木更津市情報公開条例（平成 12 年木更津市条例第 4 号）に基づく情報公開請求の対象となります。ただし、条例に基づき、個人に関する情報や事業者の正当な利益を害するおそれのある情報等に該当する場合は不開示情報とします。

20 問合せ先

〒292-8501

木更津市朝日三丁目10番19号

木更津市こども未来部こども保育課施設管理係

Tel 0438-23-7245

Fax 0438-25-1350

電子メールアドレス kodomohoiku@city.kisarazu.lg.jp